

かがし健康応援プラン21（第三次）（案）に対する 意見公募結果について

「かがし健康応援プラン21（第三次）、第2期加賀市国民健康保険保健事業等実施計画（第3期保健事業実施計画、第4期特定健康診査等実施計画）、第2次加賀市食育推進計画」について、下記のとおり意見公募（パブリックコメント）を行ったところ、11件のご意見が寄せられましたので、お知らせします。

記

【1 公募案件の概要】

案件名	「かがし健康応援プラン21（第三次）」（案）に係る意見募集について
公募期間	令和6年3月5日（火）から令和6年3月18日（月）まで
資料閲覧場所	市ホームページのほか、健康課、総合案内（市役所1階）、山中温泉支所、行政サービスセンター、各地区会館、各図書館にて資料を供覧
意見提出方法	メール、郵便、FAXにて健康課へ提出

【2 公募結果】 11件（1名）
詳細は以下のとおり。

かがし健康応援プラン21（第三次）（案）パブリックコメント一覧

【3 意見の結果と市の回答】

市が回答するご意見の提出はありませんでしたが、以下に掲載する参考ご意見を基に、一部内容の修正を行いました。ご意見ありがとうございます。

【参考ご意見】

	<p>全体に 関連する計画を一体化して健康推進を目指すものであり、また第二計画の成果を評価した上で、それに基づいて前進させる内容で EBPM に沿ったもので、よい取り組みと思います。</p>
1	<p>P7 「3. 計画の位置づけ」 (意見) 加賀市が策定している「かがいのち支える推進プラン(加賀市自殺対策基本計画)」2019-2024 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/soshiki/shiminkenkenko/kenko/4/4/1788.html との連携も記載してください。また 2025 年度以降のこの後継の計画について、「かがし健康応援プラン21（第三次）」と連携して位置付けてください。</p> <p>(理由・説明) 自殺防止には、「こころの健康」が非常に重要であり、表裏をなすものとして対応付けて施策を推進することが、両計画にとって重要、かつ有意義です。内容的にも案 p44 「(1) こころの健康」で、指標として「自殺死亡率」、目標として「自殺死亡率の減少」が掲げられています。</p>
2	<p>P10 「表 2 加賀市の人口に関する国・県との比較」 (意見) 総務省統計局から「令和 5 年 10 月 1 日人口推計」(確定値)が 3 月 21 日に公表予定なので、計画の精度を高めるためにも、令和 5 年時点のデータにアップデートいただくのがよいのではないのでしょうか。</p> <p>https://www.stat.go.jp/data/kouhyou/e-stat_jinsui.xml</p>

<p>3</p>	<p>p54 「(3) 飲酒」 (意見) 本計画において、「適正飲酒」の語の使用 (p27、p55 (3か所)、p89、を廃止し修正すべきです。 (理由・説明) (1) 「適正飲酒」という言葉は、アルコールの害は一定閾値以下ではない(あるいは少量の飲酒はむしろ健康によい)と誤解を与えがちです。近年の医学的研究により、少量の飲酒でも健康に悪影響を及ぼす可能性が高いことが明らかになってきています(下記(2)の資料もご参照)。「適正飲酒支援」などの表現は、市民に医学的に誤ったメッセージを伝え、市民の健康増進に逆行し、また医療費の増加にもつながります。 (2) 2月19日に厚生労働省から「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」が公表され、マスコミ報道もなされました。この中で「適正飲酒」の語は使われなくなっています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37908.html</p>
<p>4</p>	<p>p45 【対策】 (1) 「・学校でのメンタルヘルス教育の推進」を追加し、教育委員会と連携して実施してください。 (2) 「・職域分野、若年層への働きかけを行い、普及啓発していく」→「・企業等事業者への健康経営の情報提供、若年層への働きかけを行い、普及啓発していく」 (理由・説明) (1)について 学習指導要領の改訂と、それにとまなう新しい保健の教科書で、「心の健康」などメンタルヘルスリテラシー教育が扱われるようになっていきます。青少年の自殺防止の点からも、成人以降の自殺防止に結び付けるためにも、学校現場の教職員による指導も重要です。 (参考資料) 未来教育全国大会 20231022:資料『日本の学校でのメンタルヘルスリテラシー教育/文部科学省<新学習指導要領>』 https://suzuki-toshie.net/news/4060/ 文部科学省初等中等教育局 児童生徒課 2017.「学校教育における心の健康保持について」 https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000152608.pdf (2)について 厚生労働省は、「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」を作成し、企業等の取組みを促しています。健康経営とは、「従業員等の健康保持・増進の取り組みが、将来的に企業の収益性等を高める投資であるとの考えの下、従業員等の健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に取り組むこと」です。県内他市でも同種の計画に取り入れているところがみられます。加賀市でも市民の健康推進の観点から、こうした動きに遅れず、計画に取り入れるべきです。 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000170819.html</p>

5	<p>p55 「未成年者の飲酒については、「加賀市健やか親子 21」に準じて推進していきます。」 (意見) 「20 未満の飲酒については、「加賀市健やか親子 21」に沿って、法令上の禁止と有害性を啓発していきます。」に修正ください。 (理由・説明) 案文では 20 歳未満の飲酒を推奨するようにも読め、誤解を招きます。また民法改正で成人年齢は引き下げられましたが、併せての法改正で、20 未満の飲酒は継続して法律で禁止されています。市民に誤解を与えないよう、修正ください。</p>
6	<p>P55 「対策」 (意見) 「未成年者の飲酒」を「20 歳未満の飲酒」に修正すべきです。</p>
7	<p>P56 「(4) 喫煙」－「1 取組(現状)」 (意見) 次の【 】内を補足し、誤解がないようにしてください。 子どもの頃からの受動喫煙【防止】が必要になります。</p>
8	<p>P57 「③ 妊娠中の喫煙をなくす」 (意見) 次の【 】内を補足してください。 「③ 妊娠【・授乳期間】中の喫煙【や子どもの前での喫煙】をなくす 妊娠【・授乳期間】中の喫煙は、妊婦自身の妊娠合併症などのリスクを高めるだけでなく、胎児【や乳児】にも悪影響があり、胎児の発育遅延や低出生体重、出生後の乳幼児突然死症候群発症などのリスクとなることから、妊娠【・授乳期間】中の喫煙【や、子どもの前での喫煙】をなくすことが、周産期死亡率や低出生体重児の割合の減少【、乳幼児を含む子どもの突然死等のリスク軽減】のために重要です。」 (参考) 「【助産師監修】授乳中の喫煙の影響～タバコから赤ちゃんを守るために～」 2018.09.19 https://www.amoma.jp/ch/column/baby/b-faq/32610/</p>
9	<p>P57 【目標とする数値】 (意見) 「成人の喫煙率の減少」(各箇所) → 「・20 歳以上の喫煙率の減少」に修正してください。 (理由・説明) 成人年齢は 18 歳に引き下げられていますが、健康上の理由により、法改正で 20 歳未満の喫煙は継続して禁止されています。「成人喫煙者」のままでは誤解を招くばかりでなく、法的に喫煙が禁止されている 18,19 歳を含むことになって、目標達成の基準が変わってしまい、評価が従来より甘くなってしまいます。</p>

10	<p>P57 「・他部局と連携して、未成年や妊婦の喫煙対策を行っていく。」 (意見) 次のように修正してください。 「・他部局と連携して、20歳未満や妊婦の喫煙対策【、子どもの受動喫煙防止対策】を行っていく。」</p>
11	<p>P63 「地区別1人あたり医療費の状況」 (意見) 地区別1人あたり医療費の状況を数字で見える化した点は、市民の間での健康増進の取り組みを進める上でも有意義とおもいます。ただ、「人口が少ない地区は、一人一人の状況によっては数字が大きく出やすいこともある」ので、その旨留意点も付記するのがよいのではないのでしょうか。</p>